

# CSR宣言。

-Corporate Social Responsibility-



当協会の会員企業は、製造の請負や派遣で働く人たちが安心して、安全かつ健康に働けるようにするとともに、業界の健全化が図られるようCSR宣言をいたします。なお、このCSR宣言は、ミッション、行動憲章、行動指針で構成されています



(社)日本生産技能労務協会及び会員企業

# 当協会のミッション

人間尊重の基本理念に基づき、  
働く者の権利を守り、事業活動を通して、働き甲斐のある職場環境をつくり、我が国産業ならびに健全な社会の発展に寄与することを協会の責務とします。



このCSR宣言は、会員企業が協会の倫理規定・諸規則を遵守し、自らを律する上での「基本精神」及び「活動指針」とするためのものです。会員企業は、自らの責務・役割の重要性と社会への影響力の大きさを認識し、雇用創出を通して、従業員の雇用の安定と労働条件の改善・向上、安全衛生管理の適正な実施に努めるとともに、健全な企業運営を行ってまいります。

# 「行動憲章」を掲げ、実践します

協会の会員企業は、「CSR宣言」を重視した企業経営に徹してまいります。



## 行動憲章（要約）

- 法令及び協会の倫理規程等を遵守し、健全な企業運営を行う。
- 安全衛生管理体制を整備するとともに積極的な安全衛生管理活動に取り組み、労働災害の撲滅に努める。
- 適正な「請負」を推進する。
- 労働者の就業へ不利益につながる不公正な競争は行わない。
- ステークホルダーに対して、虚偽、誤解を招くような宣伝や情報提供はしない。
- 「CSR宣言」を会員企業の隅々にまで周知徹底し、誠実・公正な業務遂行に努める。

# 当協会の行動指針

「CSR宣言」のもと、当協会の会員企業が  
この行動計画に自主的に取り組んでまいります。



## 1 労働者の就業に関する取り組み

- 活動 -  
具体策

- 請負事業については、期間の定めのない労働者に従事させることによって、長期かつ安定した雇用機会を確保することを最大限努力します。また、派遣事業についても、派遣期間の終了に伴い雇用期間が終了するときに失業することのないように、新たな派遣先を確保することや、派遣先企業における直接雇用を促進するなどにより、その雇用機会の確保に努めます。
- 雇入れ後のミスマッチを防止するため、募集時に必要となる経験、資格、業務等の内容を詳しく説明します。
- スキル水準や資格要件等を明確にした労働者の能力開発を推進するとともに、適正な能力評価や待遇の改善に取り組みます。
- パワハラ・セクハラ等についても、苦情処理の専用窓口を設け、発生原因を迅速に把握し、的確な対応を行うとともに、必要に応じユーザー企業の協力を得て問題解決に取り組みます。

## 2 関係法令の遵守徹底

- 活動 -  
具体策



- 労働基準法、労働安全衛生法、労働者派遣法、職業安定法など業務に関する法令を遵守した事業運営により、労働者の適正な労働条件や安全衛生と就業を確保し、コンプライアンスの推進に努めます。
- 労働者の労働保険、社会保険への加入を徹底し、ユーザー企業に加入状況を明示します。
- 関係法令に基づく安全衛生管理活動(安全衛生教育や健康管理等)を推進するとともに、自主的な安全衛生管理活動を積極的に展開することによって、職場における安全衛生上の問題点を明確にし、その改善に取り組み、労働災害の防止に努めます。